

あっという間に2学期も半分が過ぎました。少しずつ肌寒さを感じる季節となってきましたね。先生方におかれましては、季節の変わり目で体調を崩されないようご自愛ください。

今年も年末調整の時期がやってきました！！



年末調整の目的・内容

- 毎月の給与から源泉徴収されている1月～11月の所得税は、年末調整前は納税額が未確定のまま納めています。理由は、税金納付対象から外れる、控除されるべき経費が年の途中では不明なためです。
- 控除されるべき経費(各保険会社に支払った保険料やiDeCoの掛金)は税金納付の対象から外れているため、年末調整で申告することにより、その分の所得税の納付額が減額されます。
- さらに、年内に扶養親族が増えた場合も、所得税の減額が行われます。また、年内に就職等で被扶養者が減った場合は、追加課税が発生する場合があります。

このように所得税の納付額を確定する作業が「年末調整」です。各種申告書の提出をもとに年税額を確定し、所得税の不足は12月給与にて調整、過足は12月末に還付されます。

昨年と比べて変わった点（一部紹介）

- 令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」「給与所得控除」の見直し（控除額UP!）、「特定親族特別控除」の創設が行われました。
- 所得税がかかるようになるのは、収入103万円→123万円になりました。
- 所得税法上の扶養に入れる要件は、特定親族（19歳～23歳未満）：収入103万円以下→188万円以下（配偶者は：収入201万5,999円以下のままです。）
- 勤労学生控除額も収入130万円→150万円に変更されています。アルバイト収入のある学生のお子さんは、申告すると150万円までは所得税がかかりません！123万円以上の収入があるお子さんがいる場合は、自身で年末調整や確定申告するようにアドバイスすることをお勧めします！

特定親族の所得税法上の所得要件は、年間188万円以下に変更になりましたが、扶養親族の給与条例上の所得要件は、従来通り年間130万円です。扶養手当を受給したい場合は、要件を超えないように定期的にお子さんの収入の把握をしてくださいね！



どのような手続きが必要??

〈提出するもの〉

- 令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- 令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- 令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- 令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書
- 令和7年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書（該当者のみ）
 - ※ 住宅ローンの借換えを行った場合は、今年分の残高証明書、借入時の借入金残高が分かる書類の写しが必要です。
 - ※ 住宅取得後、初めて住宅ローン控除を受ける場合は、確定申告が必要となります。
- 個人番号の分かるものの写し（新規採用者や新たな扶養親族など）

10月中旬頃から各学校で各種申告書が配布されます。提出期限が短いため、早めの対応・確実な申告ができるようにしてください。

ご自宅に届いた保険料控除証明書や年末残高証明書など、年末調整に必要な証明書は提出できるように準備しておいてくださいね！

予算ヒアリングについて

予算ヒアリングとは、来年度学校で必要となる予算について現時点で見積もりを行い、市町村教育委員会に予算要求することです。

龍郷町では、毎年11月頃に予算ヒアリングが行われています。そこでは来年度予算について、各校それぞれ説明をしながら予算要求をしています。内容としては、以下のとおりです。



配分予算

学校に配分される予算です。各学校で使用する物品を購入したり、大規模ではない修繕（例：ドアの鍵がうまく閉まらない、窓ガラスの経年劣化による破損等）をしたりするための予算です。さらに細かく見ていくと、法規等追録代や印刷製本費、切手代にかかる郵便料、クリーニング代、図書購入費等さまざまな費目があり、それぞれに予算があります。また、単価1万円以上の備品もこの配分予算に組まれています。そのため、学校で今後必要となるであろう物品について、予算ヒアリングの前に見積もりを行い、龍郷町教育委員会へ要望しておく必要があります。来年度行われるであろう行事等を考慮して、どのような物品がどの程度必要になるか考えるのが重要となっています。



配分外予算

教育委員会予算とも言います。複数校合同での行事（低学年集合学習や小規模校合同社会科見学等）の際に使用するバス代や大規模になる修繕を行うための予算を要求します。バス代は来年度の人数を予算ヒアリング前の時点で確認し、バス会社に見積もりを依頼しなければなりません。あくまで予算ヒアリング時点での人数であるため、来年度に入ってから児童の転出入でバスの利用人数の増減があった場合は龍郷町教育委員会へ連絡します。また、学級増が見込まれる場合は、それに必要な机椅子といった物品の要求もここで行います。

また、予算ヒアリングでは要求しませんが、ピアノ調律やプール薬剤等もこの配分外予算で請求書をあげています。

このように配分予算も配分外予算も事前に備品やバスの見積もりを取らないといけないということです。見積もりを作成する際に、先生方にご意見をいただくこともあるかと思いますが、ご協力の方をよろしくお願いします。学校で過ごす中で来年度あったらいいのでは？と思うような物品や危険箇所の修繕等気になることを挙げていただけますと幸いです。



編集後記

7～9月にかけて学校内にあった土俵の整備を少しお手伝いしました。業者や保護者、学校職員など多くの方々の力を合わせ、立派な土俵が完成しました。そして無事に校内相撲大会を終えることが出来ました。

学校は様々な行事が行われますが、多くの人たちの協力があって行われているんだなあと思えました。見える部分、見えない部分ありますが、関わったすべての人たちに感謝しつつ、1つ1つの行事を噛みしめながら行わないといけないなあと思う今日この頃でした。